



有機JASマーク



有機JAS認証 取得ガイド

令和6年3月

島根県農林水産部産地支援課



有機JAS認証制度

<背景>

農産物に対する安全性や健康志向等に対する消費者の関心の高まりの中、「有機」「減農薬」等の表示が氾濫し、消費者の適正な商品選択に支障が生じました。

そうした混乱と、有機農産物の国際的な規準化の流れの中で、平成11年に改正されたJAS法に基づき、有機農産物やその加工食品に関する日本農林規格が制定され、表示の適正化が図られることとなりました。

<有機食品の検査認証制度とは？>

「有機」「オーガニック」の表示には国により登録された認証機関の認証が必要です。

日本国内には全部で51の登録認証機関があります（令和5年11月現在）。

島根県でも平成20年に『特定非営利活動法人 島根有機農業協会』が登録認証機関として国に認可されています。



- 有機 JASマークは、登録認証機関から認証を受けた事業者により付けられます。

- 有機 JAS規格を満たすものとして、認証事業者により格付の表示（有機 JASマーク）が付されたものでなければ、「有機」「オーガニック」と表示できません。

<日本農林規格における有機農産物の生産の原則>

●目的

農業の自然循環機能の維持増進を図ること

●生産方法のポイント

- ・化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本とし、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しないような措置を講じていること。
- ・土壤の性質に由来する農地の生産力を発揮させることを基本に、堆肥などで土づくりを行うこと。
- ・農業生産に由来する環境への負荷を出来る限り低減した栽培管理方法を採用するとともに、遺伝子組み換え種苗を使用しないこと。

<有機JAS認証取得のメリット>

①国により登録認証された第三者機関が認証を行うため、社会的信用がある。

…法律や国際規格に基づいた信頼性が担保されます。

②有機 JAS規格は全国共通ルールで運用されているので、全国的な取引には特に有利。

…全国一律の規格なので、取引先への説明が容易です。

③商品の差別化が図れる。

…商品に有機 JASマークの表示をすることにより、消費者の商品選択に役立ちます。

④第三者機関による年1回以上の調査で、品質管理体制を定期的にチェックできる。

…生産者自らが行う生産行程の検査に加えて第三者機関が規格・基準への適合性を確認しています。

●有機JAS認証取得の概要（島根有機農業協会の場合）

①申請に必要な書類

●有機農産物・有機飼料生産行程管理者認証申請書

認証申請書は、認証者の皆様によるご記入・提出が必要です。

以下の書類は必要に応じて提出が必要です。

（協会備付けの所定様式に記載いただけます。）

●認証契約書（申請書と合わせて提出）

●生産行程管理担当者及び格付担当者の資格要件に係る記載事項

●申請者確認のための書類

- ・法人の場合…事業主体確認書、登記事項証明書、印鑑証明書、組織図
- ・団体の場合…団体規約、印鑑証明書、組織図
- ・個人の場合…印鑑証明書

●栽培農地の登録申請書（申請以外のほ場についても記載が必要です）



●申請ほ場位置図

●航空防除用作業地図

●申請ほ場周辺図

●管理施設・機械・器具、資材等管理記録報告書

●機械管理・調整作業、保管等に係る施設の図面

●申請ほ場栽培管理計画書

●投入資材リスト（過去2年分を含む※果樹等の場合は3年分）

●使用予定種苗リスト

●生産行程管理記録書

- ・栽培管理記録（最低でも1年以上の管理記録が必要）
- ・育苗管理記録
- ・選別・調整・包装・保管に関する記録
- ・格付・出荷管理記録



●有機農産物生産行程管理者の内部規程

●有機農産物生産行程管理者の格付規程

●資材証明書

上記申請書類は有機JAS認証の基準に適合しているかを確認するために必要なものです。

認証機関によって様式等が違いますので、詳細は認証取得予定の登録認証機関までお問い合わせください。

島根有機農業協会の申請書類は、コチラからダウンロードできます。

HPアドレス:<https://shimane-yuki.or.jp>



●有機JAS認証に関する情報、問い合わせ先

●「有機JAS認証制度」関連情報（農林水産省）

※右QRコードには以下の項目があります。（一部抜粋）

- ・有機食品の検査認証制度について
- ・有機JAS制度について
- ・有機農産物、有機加工食品等の日本農林規格
- ・有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料のJASのQ&A



(農林水産省HP)

●有機農産物のJASに関する資材情報（農林水産省）

※右QRコードには以下の項目があります。

- ・有機JASで使用可能な資材のリスト
- ・有機農産物のJAS資材評価手順書



(農林水産省HP)

●「有機JAS認証」に関するお問い合わせ先

◆島根県内登録認証機関

NPO法人島根有機農業協会 ☎0855-75-0017



(島根有機農業協会HP)

◆島根県

産地支援課（有機係） ☎0852-22-6477



(島根県HP)

所 属	該当市町村	電 話
農業技術センター技術普及部有機農業普及課	全域	☎0853-22-6973
東部農林水産振興センター		
農業振興部	松江市	☎0852-32-5689
安来農業部	安来市	☎0854-22-2341
雲南事務所農業部	雲南市、奥出雲町、飯南町	☎0854-42-9572
出雲事務所農業部	出雲市	☎0853-30-5600
西部農林水産振興センター		
農業振興部	浜田市、江津市	☎0855-29-5621
県央事務所邑智農業部	川本町、美郷町、邑南町	☎0855-72-9589
県央事務所大田農業部	大田市	☎0854-84-9705
益田事務所農業部	益田市、吉賀町、津和野町	☎0856-31-9614
隱岐支庁農林水産局農業振興部	海士町、西ノ島町、知夫村、隱岐の島町	☎08512-2-9683